資料2-3別紙2

令和７年度

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団事業報告書

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団決算書

自　令和　７年４月　１日

至　令和　８年３月３１日

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団

目　　次

令和７年度公益財団法人杉並区スポーツ振興財団事業報告書

ページ

１　事業の概要 …… 3

総括表 …… 6

２　事業実績

（１）スポーツ及び文化等に関する教室・講座の実施並びにスポーツに関する各種大会の運営に関する事業 …… 7

（２）スポーツ関係団体の育成・支援及び指導者の養成事業 …… 9

（３）スポーツの振興及び地域振興のための普及啓発事業 …… 9

（４）杉並区から受託するスポーツ及びレクリエーション事業 …… 10

（５）杉並区から受託するスポーツ施設の管理及び運営に関する事業 …… 11

（６）公益目的事業該当性を確保するための取組 …… 12

（７）運営体制の充実を図るための取組 …… 12

３　令和７年度公益財団法人杉並区スポーツ振興財団理事会開催状況 …… 14

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団理事及び監事名簿 …… 15

４　令和７年度公益財団法人杉並区スポーツ振興財団評議員会開催状況 …… 16

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団評議員名簿 …… 17

令和７年度公益財団法人杉並区スポーツ振興財団決算書

１　貸借対照表 …… 21

２　正味財産増減計算書 …… 22

３　正味財産増減計算書内訳表 …… 24

４　財務諸表に対する注記 …… 27

５　附属明細書 …… 29

６　財産目録 …… 30

令和７年度公益財団法人杉並区スポーツ振興財団決算監査報告書 …… 35

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団定款 …… 39

令和７年度

事　業　報　告

1　事業の概要

令和７年度は、６年度の事業実績を踏まえ、多くの事業で前年を上回る実績を残すことが出来るなど、財団事業を順調に進展させることができた。

その中でも特筆すべきは、11 月に開催された「東京 2025 デフリンピック」に向けての展開である。7 月に開催した障害者施策課からの委託事業である応援イベントでは区内在住のデフ卓球の亀澤理穂選手やデフビーチバレーボールの伊藤碧紀選手を招聘し、トークショーなどを行った。また、同イベント内において財団の自主事業として、日本デフ陸上競技協会の協力により、下高井戸にある都立中央ろう学校出身の山田真樹選手をはじめとするデフ陸上の選手が来場し、スタートランプの体験等を行ったところ 300 人を超える参加者を集めた。都立中央ろう学校とは、デフリンピックに向けてこの間、様々な協力連携関係を深めてきたが、その影響もあったと考えられる。一方で、阿佐谷商店街振興組合と連携し、パールセンターに区民のデフリンピック出場選手の応援横断幕の掲出を行うなど、デフリンピックの区民周知を図った。

その結果、デフリンピックの観戦事業として東京体育館においてデフ卓球競技に定員 100 名のところ、600 名を超える応募があるなど、デフリンピックの普及啓発には一定の役割を果たせたと考えている。

また、区民歩こう会やファミリー駅伝といった、例年開催している恒例事業についてはそれぞれ好評を博しながら全事業を無事故で終えることが出来た。

こうした状況を踏まえ、今後も区の健康スポーツライフ杉並プラン及び財団スポーツ推進プランに沿った区民の健康づくりやスポーツの普及に向けた歩みを引き続き着実に進めていく。

(1)　スポーツ及び文化等に関する教室・講座の実施並びにスポーツに関する各種大会の運営に関する事業(第１号事業)

令和６年度に引き続いて、民間では実施することができない公益性の高い事業を実施した。都立高校の体育施設開放事業を活用し、３年目となった「杉並こども歌舞伎塾」をはじめ、夜間に小学生対象と大人を対象とした２つの「スポーツチャレンジ教室」を開講した。

地域に出向いた出張教室事業は、地域におけるスポーツ活動の基盤づくりを主体的に担う財団にとって欠かせない事業である。令和７年度は、ゆうゆう館・ケア 24・学校支援本部などの協力を得て、延べ 346 人の参加があった。また、区立障がい者施設への出張教室も昨年度の８回から今年度は 10 回に増えている。

恒例となっている春と秋の「区民歩こう会」は、今年度も区民実行委員会と協議を進めながら実施し、春秋とも好天に恵まれた中、合計で 350 人の参加があった。

10 月 13 日のスポーツの日に実施した「スポーツフェスティバル」では、昨年並となる 3,245 人の参加があったのをはじめ、応援するスポーツでは「東京 2025 デフリンピック」の期間中にデフ卓球の区民観戦デーを実施したのは前述のとおりである。 また、「すぎなみ名物ファミリー駅伝」は、例年２月に蚕糸の森公園で実施しているが、今年度も天候に恵まれ、多くのボランティアや実行委員会の支援・協力が得られたこともあり、これらの方々も含め、210 人の参加があり大盛況であった。

一方で、区スポーツ祭は、杉並区スポーツ協会及び杉並区スポーツ・レクリエーション協会などに所属する団体をはじめとする参加者が各施設でそれぞれの種目に躍動し、合計で 13,511 人の参加があったが、大きな事故もなく全種目とも無事に終えることができた。また年末には初の試みとして、区役所区民ギャラリーにおいて東京都スポーツ大会で優勝したスキ

一連盟等の優勝旗やメダルなどを展示し、スポーツ協会の活動実績を区民に周知する機会を設けた。

(2) スポーツ関係団体の育成・支援及び指導者の養成事業(第２号事業)

区内スポーツ団体の活動が安定して行われ、より発展するよう育成・支援するとともに、スポーツの指導者を育成する事業を実施した。

スポーツ関係団体の育成・支援では、区立小学校等を中心とした専門家派遣事業は 1,595 人の利用があり、昨年度の実績を上回った。また、児童館等連携事業も 3,010 人と昨年度を 600 人以上上回る増加となった。

指導者養成事業では、昨年度に引き続き、「初級パラスポーツ指導員養成講習会」を実施し、20 人が資格取得を達成した。また、区から受託している「すぎなみスポーツアカデミー」で３年目となる「スポーツ・レクリエーション指導者養成講習会」においては、受講した 27 人のうち 23 人が修了し、(公財) 日本レクリエーション協会公認「スポーツ・レクリエーション指導者」の資格を取得する対象者となった。さらに杉並区スポーツ協会や杉並区スポーツ少年団などとの協力のもとに開催する地域スポーツ関係団体専門科目には 64 人の参加があった。

また、民間障がい者通所施設への「スポーツ・レクリエーションの出張教室」は、令和６年度の 612 人から７年度は 815 人と参加者大幅増の結果となっている。

(3) スポーツの振興及び地域振興のための普及啓発事業(第３号事業)

区民のスポーツ活動を促進するため、広報紙の発行やホームページ、SNS の活用により、地域のスポーツ情報の広報周知活動を実施した。

令和７年度は、財団の広報紙「マイスポーツ　すぎなみ」を前年度と同数である年５回、742,050 部発行し、新聞折込みや区内施設に配布した。

また、財団のホームページも事業実施やイベント情報の積極的な発信のため、更新を頻回に実施した結果、アクセス数は昨年度比約 33%増の 246,619 件となった。

(4) 杉並区から受託するスポーツ及びレクリエーション事業(第４号事業)

令和５年度から受託している区のユニバーサルタイム支援業務は、７年度 22 回（荻窪体育館６回、TAC 杉並区上井草スポーツセンター12 回、TAC 杉並区永福体育館４回）行った。ユニバーサルタイムの当日の準備・運営支援のほか、障害者スポーツネットワーク会議の運営支援（議事録作成等）、ポスターチラシの配布作業を始めとするユニバーサルタイムの周知支援等を行った。また、障がいのある人もない人も気軽に参加できるスポーツ・レクリエーション体験の機会を提供する「ふれあいフェスタ」は、地域、団体とのつながりを活かした広報周知を強めた結果、昨年度を上回る 314 人の参加があり、こちらも大変盛況であった。

(5) 杉並区から受託するスポーツ施設の管理及び運営に関する事業(第５号事業)

令和７年度の業務委託契約に基づき、蚕糸の森公園運動場及び杉並第十小学校温水プールの受付管理等業務を行った。これらの施設について、区民が安全・安心に利用できるよう努めた。

(6) その他

令和７年度は「東京 2025 デフリンピック」を機にスポーツを通して障害理解と共生社会の考え方が浸透したと年と言えるのではないだろうか。スポーツ振興財団でも前述のとおり、

杉並区聴覚者協会や都立中央ろう学校等との連携を深め、７月に実施した応援イベントをはじめ、11 月の大会観戦デーの開催など、その普及と周知に尽力した。

また、３月には「ふれあいスポーツ・レクリエーション体験会」において、ジャベリックスローをはじめとする全国障害者スポーツ大会の種目を初めて導入した他、４年目となったｅスポーツコーナーも好評を博した。さらに同月にはスポーツ庁や東京都も推進する「ｅスポーツ教室及び体験会」を杉並障害者福祉会館で障害者や高齢者施設職員を対象として初めて実施し、今後の普及に向けて一石を投じることができたのではないかと考えている。

一方で広報・周知活動を強化する取組を積極的に進めた結果、ほとんどの事業で前年と比較し、参加者が大きく増加した。また、都立高校の体育施設開放事業を活用し、前年から引き続き、「スポーツチャレンジ教室」など財団独自の事業を展開した。

令和８年度は、令和７年度の実績を踏まえ、児童館等連携事業や出張教室等の事業を中心に、健康スポーツライフ杉並プランで位置付けられている地域におけるスポーツ活動の基礎づくりを主体的に担う役割を進めるため、対象施設の拡大を図るなど一層の創意工夫に努めていきたい。

事業実績　総括表

事　業　名	開催場所・その他	事業規模等	
スポーツ及び文化等に関する教室・講座の実施並びにスポーツに関する各種大会の運営に関する事業（第1号事業）	都立高校、区施設及び民間施設を利用した教室	事　業	9事業
		延参加者	1,420人
	野外事業	事　業	4事業
		延参加者	608人
	共催事業	事　業	4事業
		延参加者	596人
	イベント・大会等	事　業	8事業
		延参加者	19,533人
スポーツ関係団体の育成・支援及び指導者の養成事業（第2号事業）	スポ・レク体験事業	事　業	1事業
		延参加者	107人
	スポーツアドバイザーの派遣	事　業	1事業
		延参加者	259人
	専門家派遣・児童館等連携事業	事　業	2事業
		延参加者	4,605人
	スポーツ・レクリエーションの出張教室	事　業	1事業
		延参加者	815人
	すぎなみスポーツアカデミー	事　業	1事業
		延参加者	343人
	杉並区スポーツ協会、杉並区スポーツ・レクリエーション協会等の支援	事　業	
		延参加者	
	講演会・講習会の開催	事　業	1事業
		延参加者	56人
	総合型地域スポーツクラブの設立・運営支援	事　業	1事業
		延参加者	21人
	初級パラスポーツ指導員養成講習会	事　業	1事業
		延参加者	60人
	スポーツ用具の貸出	事　業	1事業
		延貸出件数	99件
スポーツの振興及び地域振興のための普及啓発事業（第3号事業）	広報紙の発行	742,050部	
	財団ホームページ	財団が実施した事業等の情報を掲載し、広く発信した。	
	SNS	SNSを活用し、機動的に身近なスポーツに関する話題や教室等の情報発信を行った。	
	歩っとすぎなみ	区内等のウォーキングのマップによる情報提供を行った。	
杉並区から受託するスポーツ及びレクリエーション事業（第4号事業）	プール	種　目	22種目
		延参加者	2,795人
	教室・イベント	事　業	5事業
		延参加者	1,653人
	区の事業への応援	事　業	2事業
杉並区から受託するスポーツ施設の管理及び運営に関する事業（第5号事業）	運動場	延利用者	25,011人
	温水プール	延利用者	87,364人
	延参加者・延利用者総数		145,246人

2 事業実績

当該年度における1年間の事業実績は次のとおりである。

（1） スポーツ及び文化等に関する教室・講座の実施並びにスポーツに関する各種大会の運営に関する事業（第1号事業）

多くの区民が、スポーツに親しみ、生涯にわたりスポーツに参加できるように、教室や講座を実施するほか、区民のスポーツの普及を図るため、各種大会やイベントを開催する。

▼ 学校施設を利用した教室

事業名	開催場所	対象者	実施月等	延参加者
杉並こども歌舞伎塾 ※1	都立西高校	小学生～高校生	10月～1月 12 回	81 人
スポーツチャレンジ教室	都立豊多摩高校	小学生～一般区民	7月～8月 8 回	147 人
都立学校団体使用	都立豊多摩高校	小・中学生	7月～2月 12 回	332 人
		延参加者合計		560 人

▼ 他の指定管理施設及び民間施設等を活用した教室

事業名	開催場所	対象者	実施月等	延参加者
スポーツ・レクリエーションの出張教室	沓掛小学校、松庵小学校、高南中学校ほか	一般区民	4月～3月 14 回	346 人
スポーツ・レクリエーションの出張教室	区立障がい者施設	障がい者	4月～3月 10 回	105 人
ふれあいフットサル	高円寺みんなの体育館	障がい者	4月～2月 6 回	69 人
ウォーキングフットボール	高円寺みんなの体育館	障がい者、一般区民	5月～3月 6 回	115 人
ビーチスポーツ	TAC杉並区永福体育館ビーチコート	一般区民	11月 2 回	83 人
eスポーツ教室及び体験会	杉並障害者福祉会館	障がい者 高齢者・障がい者施設職員	3月 1 回	39 人
杉並こども歌舞伎塾体験会 ※1	高井戸第二小学校	小学3年生～高校生	8月 1 回	16 人
杉並こども歌舞伎塾発表会 ※1	浜田山会館	一般区民	1月 1 回	87 人
		延参加者合計		860 人

※1 杉並こども歌舞伎塾については、体験会、発表会もあわせて、1事業としてカウントしている。

▼ 野外事業

事業名	開催場所	対象者	実施月等	延参加者
区民歩こう会（春）	築地～お台場	一般区民	5月 1 回	189 人
区民歩こう会（秋）	青梅市	一般区民	11月 1 回	161 人
ファミリー駅伝	蚕糸の森公園運動場	一般区民	2月 1 回	176 人
カヌー教室	青梅市多摩川	小学生親子	8月 2 回	82 人
		延参加者合計		608 人

▼ 共催事業

事業名	開催場所	対象者	実施月等		延参加者
ゴルフ体験教室	ハイランドセンター	一般区民	5～6月	1　回	47 人
わんぱく相撲大会	阿佐ヶ谷中学校	小学生	5月	1　回	194 人
ふれあいスポ・レクまつり	荻窪体育館	一般区民	4月	1　回	308 人
スキー教室	菅平高原スノーリゾート	一般区民	3月	1　回	47 人
		延参加者合計			596 人

▼ イベント・大会等

事業名	開催場所	対象者	実施月等		延参加者
都スポーツ大会派遣	都内体育施設	一般区民	5月～3月	1　回	414 人
スポーツフェスティバル東京派遣	都内体育施設	一般区民	10月～12月	1　回	189 人
都民スポレクふれあい大会派遣	都内体育施設	一般区民	9月～11月	1　回	77 人
応援するスポーツ	味の素スタジアム、東京体育館	小学生、一般区民	6月～11月	3　回	1,211 人
スポーツフェスティバル	区内体育施設	一般区民	10月13日	1　回	3,245 人
スポーツ始めキャンペーン	区内体育施設等（18施設）	一般区民	10月～1月	1　回	619 人
スポーツコンシェルジュ	区内体育施設等（7施設）	一般区民	10月・3月	2　回	267 人
		延参加者合計			6,022 人

事業名	開催場所	対象者	実施月等		延参加者
杉並区スポーツ祭					
総合開会式	セシオン杉並	一般区民	6月	1　回	72 人
夏季大会（2競技）	和田堀公園プールほか		7月～9月	1　回	418 人
秋季大会（23競技）	区立体育館、運動場ほか		5月～12月	1　回	10,269 人
冬季大会（3競技）	区立運動場ほか		9月～3月	1　回	1,589 人
スポ・レク大会（15競技）	区立体育館ほか		6月～1月	1　回	1,163 人
		延参加者合計			13,511 人

総事業数	25事業	延参加者総数	22,157人

（2） スポーツ関係団体の育成・支援及び指導者の養成事業 （第2号事業）

区内のスポーツ団体及び公的な団体等のスポーツ活動を育成・支援し、指導者等の養成を行い、地域スポーツの振興を図る。

事業名		開催場所	対象者	実施月等		延参加者
スポ・レク体験事業 ※2		荻窪体育館(小体育室)	一般区民	4月	1 回	107 人
スポーツアドバイザーの派遣		区立体育館	一般区民	4月～3月	222 回	259 人
専門家派遣事業		区立小・中学校	小・中学生	6月～2月	19 回	1,595 人
児童館等連携事業		区立児童館等	小・中学生等	6月～3月	151 回	3,010 人
スポーツ・レクリエーションの出張教室		民間障がい者通所施設	障がい者等	8月～2月	24 回	815 人
すぎなみスポーツアカデミー	スポーツ・レクリエーション指導者養成講習会	区内体育施設ほか	一般区民	1月～3月	1 回	27 人
	ジュニアスポーツ支援講座		小・中学生	6月～3月	6 回	137 人
	地域スポーツ関係団体専門科目		一般区民	12月～1月	2 回	64 人
	フォローアップ講座		一般区民	6月～3月	3 回	115 人
杉並区スポーツ協会事務局 杉並区スポーツ・レクリエーション協会事務局		スポーツ団体	スポーツ団体			
講演会・講習会の開催		タウンセブンホール	一般区民	2月	1 回	56 人
総合型地域スポーツクラブ設立・運営支援		セシオン杉並	一般区民	2月	1 回	21 人
初級パラスポーツ指導員養成講習会		TAC杉並区永福体育館	一般区民	7月	3 日	60 人
スポーツ用具の貸出 ※3		区内施設	区内施設等	4月～3月		99 件
			延参加者合計			6,266 人

※2 スポ・レク体験事業は、杉並区スポーツ・レクリエーション協会と杉並区スポーツ振興財団の共催で実施した。

※3 スポーツ用具の貸出については、貸出件数を掲載しているため、延参加者合計等には含めていない。

総事業数	11事業	延参加者総数	6,266人

（3） スポーツの振興及び地域振興のための普及啓発事業 （第3号事業）

広報紙やホームページ等の活用により、スポーツに関する情報を提供し、スポーツの普及啓発を図る。

項目	対象者	内容
広報紙の発行	一般区民	財団の広報紙「マイスポーツすぎなみ」を発行した。年5回742,050部
財団ホームページ	一般区民	体育施設利用案内、教室・大会等の案内、クラブ紹介、広報紙「マイスポーツすぎなみ」の掲載、教室・イベントの申込受付等を行った。
SNS	一般区民	事業の募集情報や内容の紹介、天候による開催の有無などを、Xなどを活用して情報発信を行った。
歩っ人すぎなみ	一般区民	財団ホームページから「歩っ人マップ」をダウンロードできるようにしている。

総事業数 4事業

（4） 杉並区から受託するスポーツ及びレクリエーション事業 （第4号事業）

杉並区から受託するスポーツ振興事業及び委託事業を実施し、区民へのスポーツの普及・振興を目的とした教室やイベントへの参加の機会を提供する。

▼ プール

開催場所	種　目	対 象 者	実 施 月 等		延参加者
杉並第十小学校温水プール	小学生チャレンジスイム教室Ⅰ①	小学1～2年生	4月～7月	8 回	120 人
	小学生チャレンジスイム教室Ⅰ②	小学3～6年生	4月～7月	8 回	146 人
	小学生チャレンジスイム教室Ⅱ①	小学1～2年生	9月～12月	8 回	126 人
	小学生チャレンジスイム教室Ⅱ②	小学3～6年生	9月～12月	8 回	137 人
	もうすぐ小学生水泳教室	年中・年長	3月	4 回	73 人
	にがてにチャレンジ水泳教室	小学1～2年生	3月	4 回	62 人
	ｱｰﾃｨｽﾃｨｯｸｽｲﾐﾝｸﾞ入門教室	小学生	4月～10月	19 回	184 人
	ｱｰﾃｨｽﾃｨｯｸｽｲﾐﾝｸﾞ教室（経験者）	小学4年～中学生	4月～10月	19 回	90 人
	ｱｰﾃｨｽﾃｨｯｸｽｲﾐﾝｸﾞ体験会	小・中・高校生	3月	1 回	17 人
	ベーシックアクアサイズ	一般区民	4月～3月	10 回	195 人
	シェイプアップアクアサイズ	一般区民	4月～3月	10 回	203 人
	知的障がい者水泳教室	知的障がい者	12月～2月	4 回	32 人
	泳力アップコース（初級・中級）	一般区民	4月～3月	18 回	100 人
	個人向けワンポイントレッスン	一般区民	4月～3月	18 回	132 人
	ブレストナイト①②春秋冬	一般区民	4月、10月、11月、1月	6 回	91 人
	クロールナイト①②春秋冬	一般区民	5月、11月、2月	6 回	87 人
	バタフライナイト①②春秋冬	一般区民	6月、12月、3月	6 回	101 人
	夏休みワンポイントレッスン①②	一般区民	7月～8月	5 回	78 人
	うきうきウォーキング	一般区民	10月、11月	3 回	28 人
	初心者向けビギナースイム	一般区民	1月	3 回	24 人
	ゆるゆる水中運動教室	一般区民	11月、12月	3 回	28 人
	スポーツフェスティバル	一般区民	10月	1 回	741 人
			延参加者合計		2,795 人

▼ 区から受託する教室･イベント

事業名		開催場所	対象者	実施月等		延参加者
障害者スポーツネットワークへの支援	ユニバーサルタイム (荻窪6回･上井草12回･永福4回)	TAC杉並区上井草スポーツセンター、荻窪体育館、TAC杉並区永福体育館	障がい者等	4月～3月 (荻窪は4～9月)	22 回	465 人
	障害者スポーツネットワーク会議	TAC杉並区上井草スポーツセンター、荻窪体育館、杉並区役所	一般区民、障がい者	5月～2月	9 回	62 人
ふれあい運動会		杉並第十小学校	障がい者等	10月	1 回	322 人
ふれあいフェスタ		セシオン杉並	一般区民、障がい者	12月	1 回	314 人
ふれあいスポーツ･レクリエーション体験会		高井戸地域区民センター	一般区民、障がい者	3月	1 回	169 人
東京2025デフリンピック応援イベント		TAC杉並区永福体育館	一般区民、障がい者	7月	1 回	321 人
			延参加者合計			1,653 人

▼区の事業への応援

事業名	開催場所	対象者	実施月等
重度心身障害者スポーツ教室(わいわいスポーツ教室)	TAC杉並区上井草スポーツセンターほか	障がい者	年6回
杉並区中学校対抗駅伝大会	都立和田堀公園 済美山運動場	中学生	12月

総事業数	8事業	延参加者総数	4,448人

(5) 杉並区から受託するスポーツ施設の管理及び運営に関する事業 (第5号事業)

杉並区から受託するスポーツ施設について、「杉並区体育施設等に関する条例･同条例施行規則」等に基づき、公平･公正な管理運営を行う。

① 業務受託契約に基づく管理施設(受付業務)

施設	延利用者
蚕糸の森公園運動場	25,011人
杉並第十小学校温水プール	87,364人

※ 業務受託施設の利用料は区の歳入としている。

② 団体登録受付事務

杉並区のスポーツ振興に寄与する団体を「社会体育団体」として認定し登録することにより、団体の育成を図る。
(令和7年度末現在登録団体数:5,022団体)

（6） 公益目的事業該当性を確保するための取組

① 講座、セミナー、育成について
・実施に当たっては、公募により参加者を募った。（不特定多数の者の利益の増進）
・実施に当たっては、杉並区広報紙、財団広報紙、財団ホームページ、チラシの配布などにより、広く情報提供を行った。（受益の機会の公開）
・受講対象者は全ての杉並在住・在勤・在学者とし、プログラムも幼児から高齢者、初心者から上級者、勤労者、障がい者向けに幅広い内容を提供した。（受益の機会の公開）
・講師については、杉並区スポーツ協会加盟の各スポーツ団体所属者や、スポーツ界で活躍している方等、専門性が高く、指導力のある者とし、プログラム内容の受講者への定着については、アンケートの実施などにより確認した。（専門家の適切な関与）
・講師については、公益目的事業である趣旨を理解いただき、謝礼・委託料については、財団の基準に基づき適正な対価を支払った。（過大な報酬となっていないか）

② 施設の貸与について（蚕糸の森公園運動場、杉並第十小学校温水プール）
・杉並区から受付管理等業務を受託するスポーツ施設について、同区の条例・規則等に基づき、区民に対して公平に貸し出した。（不特定多数の者の利益の増進）
・杉並区の行政使用や共催・後援事業については、同区の条例・規則等に基づき、適正に先行予約を受け付けた。（公益目的での貸与の優先）

③ 競技会について（杉並区スポーツ祭）
・実施に当たっては、杉並区広報紙、財団ホームページ、チラシの配布などにより、広く情報提供を行った。（公益目的として設定した趣旨に沿っているか、例えば親睦会のような活動にとどまっていないか）
・各種目の公式ルールに基づき競技を行い、「杉並区スポーツ祭開催基準要項」に基づき、公正なルールに則った大会運営を行った。また、同要項は、杉並区の体育施設において提供するとともに、財団ホームページで公開した。（公正なルールを定め、公表しているか）

④ 上記①から③に該当しないものについて
・情報提供の方法について、財団広報紙は新聞折り込みにより杉並区内各世帯へ配布するとともに、区内公共施設や鉄道の各駅に設置し、広く区民の手元に届くようにした。また、財団ホームページ上での情報提供を行った。また、スポーツ専門家の派遣については、毎事業年度当初に各区立小中学校、児童館へ事業の目的、実施内容を周知し、派遣の要望を受け付けた。（受益の機会の公開）
・スポーツ専門家の派遣については、実績のある指導者や選手を、杉並区スポーツ協会やスポーツ関係事業者などを通して選出し派遣した。（事業の質を確保するための方策）
・専門家派遣事業について、派遣の依頼を常時受け付けており、依頼内容に応じて予算の範囲内で対応した。（審査・選考の公正性の確保）
・提供する情報は特定の団体の宣伝等にならないよう留意した。（公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか）

※上記①から④の項目名は、変更認定申請書の別紙2「法人の事業について」の2（1）〔3〕「事業の公益性について」における事業区分による。

（7） 運営体制の充実を図るための取組

① 評議員、理事、監事について
・評議員及び理事・監事については、障害者分野、高齢者分野、経済分野、町会・自治会分野など、多様な分野から推薦を受け、評議員会において選任している。

② 法人内部における規範について
・文書管理規則や公印規則など、財団内部における規範として、規程、規則、要綱などを整備している。

③ 不祥事の予防の仕組みについて
・ 予算の支出に当たっては、決裁権者が確認する前に、担当係長や係長が関与者として確認を行っている。
・ 現金及び郵券の月末時の残高について、現物と帳簿の照合を行っている。

④ 事業の効果に係る定性的、定量的測定について
・例年、杉並区が実施する財団等経営評価において、財団として評価表を作成し、事業実施に係る定性的、定量的測定を行っている。
・財団スポーツ推進プラン（令和5年度～令和12年度）を策定し、その中で5つの指標について、それぞれ目標値を掲げ事業を進めている。

⑤ 研修について
・職員に対して、リスク管理、コンプライアンス、業務改善などに関する研修を実施している。

⑥ 専門家からの助言の活用について
・財務会計、労務管理、理事会・評議員会の運営の分野において、外部専門家に適時に助言を求めることができる環境を整えている。

3 理事会開催状況

回 数	開催年月日	番　　号	件　　名	結　果
第1回	令和7年 4月25日	議案第1号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和6年度事業報告について	原案承認
		議案第2号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和6年度決算について	原案承認
		議案第3号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和7年度第1回評議員会の招集について	原案承認
第2回	令和7年 6月13日 （書面決議）	議案第4号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和7年度第2回評議員会の「決議の省略」について	原案承認
第3回	令和7年 10月31日	議案第5号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団就業規程の一部改正について	原案承認
		報告第1号	理事長及び常務理事の職務執行報告（令和7年度上半期分）について	報告了承
		報告第2号	事業実績報告（令和7年度上半期分）について	報告了承
		報告第3号	令和8年度予算書（案）作成の基本的な考え方について	報告了承
第4回	令和8年 3月19日	議案第6号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和8年度事業計画について	原案承認
		議案第7号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和8年度収支予算について	原案承認
		議案第8号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和8年度資金調達及び設備投資の見込みについて	原案承認
		議案第9号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和8年度公益目的事業の種類及び内容について	原案承認
		議案第10号	役員賠償責任保険の加入について	原案承認
		議案第11号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和8年度常勤役員の報酬額について	原案承認
		議案第12号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団就業規程の一部改正について	原案承認
		議案第13号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団財務規程の一部改正について	原案承認
		議案第14号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和7年度第3回評議員会の招集について	原案承認
		報告第4号	理事長及び常務理事の職務執行報告（令和7年度下半期分）について	報告了承
		報告第5号	事業実績報告（令和7年度下半期分）について	報告了承

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団理事及び監事名簿

（順不同）　　令和8年3月31日

	氏　名	役　職
理事長	白垣　学	杉並区副区長
常務理事	武田　護	杉並区スポーツ振興財団常務理事
理事	柏尾　秀治	杉並区スポーツ協会　会長
理事	堀切　良浩	杉並区スポーツ協会　理事長
理事	飯島　典子	杉並区スポーツ協会　副理事長
理事	野田　信雄	杉並区ｽﾎﾟｰﾂ・ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ協会　会長
理事	長谷川　昭司	杉並区商店会連合会　副会長
理事	松岡　昇	杉並区スポーツ推進委員の会
理事	渋谷　正宏	杉並区教育委員会教育長

監事	松重　忠之	日本公認会計士協会東京会杉並会　幹事
監事	喜多川　和美	杉並区会計管理室長

4 評議員会開催状況

回 数	開催年月日	番　　号	件　　名	結　　果
第1回	令和7年 5月12日	議案第1号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和6年度決算について	原案承認
		議案第2号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団評議員の選任について	原案承認
		報告第1号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和6年度事業報告について	報告了承
第2回	令和7年 6月24日 （書面決議）	議案第3号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団理事の選任について	原案承認
		議案第4号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団評議員の選任について	原案承認
第3回	令和8年 3月27日	議案第5号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和8年度事業計画について	原案承認
		議案第6号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和8年度収支予算について	原案承認
		議案第7号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和8年度資金調達及び設備投資の見込みについて	原案承認
		議案第8号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和8年度公益目的事業の種類及び内容について	原案承認
		議案第9号	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団令和8年度常勤役員の報酬額について	原案承認

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団評議員名簿

（順不同）　　令和8年3月31日

氏　名	役　職
碓井　和夫	杉並区スポーツ協会　副会長
山口　由記子	杉並区スポーツ協会　副会長
武内　広光	杉並区スポーツ協会　常任理事
石山　恵子	杉並区ｽﾎﾟｰﾂ･ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ協会　理事長
齋藤　元紀	高千穂大学　学長
槻木　克美	杉並区町会連合会　常任理事
伊東　成子	杉並区障害者団体連合会　委員
佐山　朝子	杉並区いきいきクラブ連合会　会長
吉岡　光弘	杉並区立小学校長会（方南小学校長）
長谷川　学	杉並区立中学校長会（井荻中学校長）

以上のとおりであるが、令和7年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

公益財団法人　杉並区スポーツ振興財団

令和７年度

決　　算　　書

貸借対照表

正味財産増減計算書

正味財産増減計算書内訳表

財務諸表に対する注記

附属明細書

財産目録

貸借対照表

令和8年3月31日

(単位:円)

科目	当年度	前年度	増減
Ⅰ　資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	91,462,202	76,797,380	14,664,822
未収金	5,350,712	4,948,000	402,712
貯蔵品	33,378	39,812	△ 6,434
前払費用	458,970	304,740	154,230
立替金	0	1,000	△ 1,000
流動資産合計	97,305,262	82,090,932	15,214,330
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
投資有価証券	488,307,547	489,537,547	△ 1,230,000
普通預金	11,692,453	10,462,453	1,230,000
基本財産合計	500,000,000	500,000,000	0
(2) 特定資産			
特定資産合計	0	0	0
(3) その他固定資産			
器具備品	919,206	357,326	561,880
リース資産	1,791,802	2,389,068	△ 597,266
電話加入権	72,000	72,000	0
その他固定資産合計	2,783,008	2,818,394	△ 35,386
固定資産合計	502,783,008	502,818,394	△ 35,386
資産合計	600,088,270	584,909,326	15,178,944
Ⅱ　負債の部			
1. 流動負債			
未払金	8,461,650	7,490,446	971,204
未払消費税等	1,169,800	630,800	539,000
リース債務	602,340	591,635	10,705
預り金	24,775,068	7,803,110	16,971,958
流動負債合計	35,008,858	16,515,991	18,492,867
2. 固定負債			
リース債務	1,290,172	1,892,512	△ 602,340
固定負債合計	1,290,172	1,892,512	△ 602,340
負債合計	36,299,030	18,408,503	17,890,527
Ⅲ　正味財産の部			
1. 指定正味財産			
地方公共団体補助金	500,000,000	500,000,000	0
指定正味財産合計	500,000,000	500,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	(500,000,000)	(500,000,000)	(0)
2. 一般正味財産	63,789,240	66,500,823	△ 2,711,583
正味財産合計	563,789,240	566,500,823	△ 2,711,583
負債及び正味財産合計	600,088,270	584,909,326	15,178,944

正味財産増減計算書

令和7年 4月 1日から令和8年 3月31日まで

(単位:円)

科目	当該年度	前年度	増減
Ⅰ　一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	2,115,726	2,343,400	△ 227,674
基本財産運用益計	2,115,726	2,343,400	△ 227,674
事業収益			
参加料収益	1,006,780	809,730	197,050
業務委託料収益	48,077,450	46,103,340	1,974,110
事業収益計	49,084,230	46,913,070	2,171,160
受取補助金等			
区補助金収入	111,411,252	118,607,142	△ 7,195,890
受取助成金	544,201	808,688	△ 264,487
受取補助金等計	111,955,453	119,415,830	△ 7,460,377
雑収益			
受取利息	222,336	46,397	175,939
雑収益	212,794	212,000	794
雑収益計	435,130	258,397	176,733
経常収益計	163,590,539	168,930,697	△ 5,340,158
(2) 経常費用			
事業費			
役員報酬	2,160,586	2,705,616	△ 545,030
非常勤報酬	3,991,524	1,672,800	2,318,724
給料手当	88,841,345	92,194,863	△ 3,353,518
福利厚生費	14,895,113	16,423,803	△ 1,528,690
旅費交通費	479,532	312,904	166,628
通信運搬費	1,527,329	1,492,824	34,505
減価償却費	602,309	567,403	34,906
消耗什器備品費	1,014,200	113,740	900,460
消耗品費	2,583,837	2,296,428	287,409
修繕費	38,995	0	38,995
印刷製本費	776,438	966,552	△ 190,114
光熱水費	449,072	444,601	4,471
賃借料	1,728,488	1,338,669	389,819
保険料	207,440	210,650	△ 3,210
諸謝金	6,991,500	6,407,801	583,699
租税公課	2,240,600	2,141,900	98,700
支払負担金	12,383,031	12,173,116	209,915
支払利息	53,661	63,629	△ 9,968
委託費	16,137,237	13,887,204	2,250,033
著作権使用料	36,828	36,828	0
手数料	706,972	641,399	65,573
事業費計	157,846,037	156,092,730	1,753,307

科目	当該年度	前年度	増減
管理費			
役員報酬	3,526,882	4,362,436	△ 835,554
給料手当	484,217	431,776	52,441
福利厚生費	183,222	210,451	△ 27,229
旅費交通費	6,974	7,122	△ 148
通信運搬費	51,006	48,013	2,993
減価償却費	225,985	377,437	△ 151,452
手数料	37,068	33,619	3,449
消耗什器備品費	783,200	555,500	227,700
消耗品費	30,471	47,476	△ 17,005
修繕費	8,030	0	8,030
印刷製本費	9,735	11,795	△ 2,060
光熱水費	22,962	22,768	194
賃借料	65,437	63,744	1,693
保険料	300,910	300,100	810
租税公課	58,562	55,723	2,839
支払負担金	243,800	408,840	△ 165,040
支払利息	2,824	3,349	△ 525
委託費	2,330,795	2,939,086	△ 608,291
渉外費	84,000	49,000	35,000
管理費計	8,456,080	9,928,235	△ 1,472,155
経常費用計	166,302,117	166,020,965	281,152
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 2,711,578	2,909,732	△ 5,621,310
当期経常増減額	△ 2,711,578	2,909,732	△ 5,621,310
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
固定資産除却損			
器具備品除却損	5	7	△ 2
経常外費用計	5	7	△ 2
当期経常外増減額	△ 5	△ 7	2
当期一般正味財産増減額	△ 2,711,583	2,909,725	△ 5,621,308
一般正味財産期首残高	66,500,823	63,591,098	2,909,725
一般正味財産期末残高	63,789,240	66,500,823	△ 2,711,583
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	500,000,000	500,000,000	0
指定正味財産期末残高	500,000,000	500,000,000	0
Ⅲ 正味財産期末残高	563,789,240	566,500,823	△ 2,711,583

正味財産増減計算書内訳表

令和7年 4月 1日から令和8年 3月31日まで

(単位:円)

科目	公益目的事業会計	法人会計	合計
Ⅰ　一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	1,904,154	211,572	2,115,726
基本財産運用益計	1,904,154	211,572	2,115,726
事業収益			
参加料収益	1,006,780	0	1,006,780
業務委託料収益	48,077,450	0	48,077,450
事業収益計	49,084,230	0	49,084,230
受取補助金等			
区補助金収入	103,272,869	8,138,383	111,411,252
受取助成金	544,201	0	544,201
受取補助金等計	103,817,070	8,138,383	111,955,453
雑収益			
受取利息	222,336	0	222,336
雑収益	106,669	106,125	212,794
雑収益計	329,005	106,125	435,130
経常収益計	155,134,459	8,456,080	163,590,539
(2) 経常費用			
事業費			
役員報酬	2,160,586	0	2,160,586
非常勤報酬	3,991,524	0	3,991,524
給料手当	88,841,345	0	88,841,345
福利厚生費	14,895,113	0	14,895,113
旅費交通費	479,532	0	479,532
通信運搬費	1,527,329	0	1,527,329
減価償却費	602,309	0	602,309
消耗什器備品費	1,014,200	0	1,014,200
消耗品費	2,583,837	0	2,583,837
修繕費	38,995	0	38,995
印刷製本費	776,438	0	776,438
光熱水費	449,072	0	449,072
賃借料	1,728,488	0	1,728,488
保険料	207,440	0	207,440

科目	公益目的事業会計	法人会計	合計
諸謝金	6,991,500	0	6,991,500
租税公課	2,240,600	0	2,240,600
支払負担金	12,383,031	0	12,383,031
支払利息	53,661	0	53,661
委託費	16,137,237	0	16,137,237
著作権使用料	36,828	0	36,828
手数料	706,972	0	706,972
事業費計	157,846,037	0	157,846,037
管理費			
役員報酬	0	3,526,882	3,526,882
給料手当	0	484,217	484,217
福利厚生費	0	183,222	183,222
旅費交通費	0	6,974	6,974
通信運搬費	0	51,006	51,006
減価償却費	0	225,985	225,985
手数料	0	37,068	37,068
消耗什器備品費	0	783,200	783,200
消耗品費	0	30,471	30,471
修繕費	0	8,030	8,030
印刷製本費	0	9,735	9,735
光熱水費	0	22,962	22,962
賃借料	0	65,437	65,437
保険料	0	300,910	300,910
租税公課	0	58,562	58,562
支払負担金	0	243,800	243,800
支払利息	0	2,824	2,824
委託費	0	2,330,795	2,330,795
渉外費	0	84,000	84,000
管理費計	0	8,456,080	8,456,080
経常費用計	157,846,037	8,456,080	166,302,117
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 2,711,578	0	△ 2,711,578
当期経常増減額	△ 2,711,578	0	△ 2,711,578

科目	公益目的事業会計	法人会計	合計
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
固定資産除却損			
器具備品除却損	2	3	5
経常外費用計	2	3	5
当期経常外増減額	△ 2	△ 3	△ 5
他会計振替前当期一般正味財産増減額	△ 2,711,580	△ 3	△ 2,711,583
当期一般正味財産増減額	△ 2,711,580	△ 3	△ 2,711,583
一般正味財産期首残高	△ 43,864,756	110,365,579	66,500,823
一般正味財産期末残高	△ 46,576,336	110,365,576	63,789,240
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	450,000,000	50,000,000	500,000,000
指定正味財産期末残高	450,000,000	50,000,000	500,000,000
Ⅲ 正味財産期末残高	403,423,664	160,365,576	563,789,240

財務諸表に対する注記

1．重要な会計方針

(1)有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券・・・・・・取得価額による(償却原価法については、取得価額と債券金額との差額の重要性が乏しいため適用していない。)

(2)固定資産の減価償却の方法

器具備品・・・・・・・・・・・・・・・ 定率法によっている。

リース資産・・・・・・・・・・・・・・ 所有権移転外ファイナンス・リース資産は、リース期間を耐用年数として、残存価額をゼロとする定額法によっている。

(3)消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2．基本財産の増減額及びその残高

基本財産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科　目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
投資有価証券	489,537,547	198,770,000	200,000,000	488,307,547
普通預金	10,462,453	200,000,000	198,770,000	11,692,453
合　計	500,000,000	398,770,000	398,770,000	500,000,000

3．基本財産の財源等の内訳

基本財産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科　目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
投資有価証券	488,307,547	(488,307,547)	－	－
普通預金	11,692,453	(11,692,453)	－	－
合　計	500,000,000	(500,000,000)	－	－

4．固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科　目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
器具備品	2,814,294	1,895,088	919,206
リース資産	3,583,600	1,791,798	1,791,802

5. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

（単位:円）

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
東京都公募公債(10年)第785回	100,000,000	96,800,000	△ 3,200,000
利付国債(10年)第379回	98,770,000	93,550,000	△ 5,220,000
利付国債(20年)第109回	49,965,000	50,575,000	610,000
大阪府公募公債 第413回	39,621,547	39,760,000	138,453
大阪府公募公債(15年)(ｸﾞﾘｰﾝﾎﾞﾝﾄﾞ)第4回	100,000,000	94,370,000	△ 5,630,000
名古屋市第500回10年公募公債	99,951,000	98,682,600	△ 1,268,400
合　計	488,307,547	473,737,600	△ 14,569,947

6. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

（単位:円）

補助金の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
区補助金	杉並区	7,401,858	135,841,000	118,813,110	24,429,748	預り金
子どもゆめ基金助成金	独立行政法人国立青少年教育振興機構	0	433,065	544,201	△ 111,136	未収金
合　計		7,401,858	136,274,065	119,357,311	24,318,612	―

附 属 明 細 書

1. 重要な固定資産の明細

（単位:円）

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	期末帳簿価額
基本財産	投資有価証券	489,537,547	198,770,000	200,000,000	488,307,547
	普通預金	10,462,453	200,000,000	198,770,000	11,692,453
	基本財産計	500,000,000	398,770,000	398,770,000	500,000,000
その他固定資産	器具備品	357,326	792,913	231,033	919,206
	リース資産	2,389,068	0	597,266	1,791,802
	電話加入権	72,000	0	0	72,000
	その他固定資産計	2,818,394	792,913	828,299	2,783,008
合　計		502,818,394	399,562,913	399,598,299	502,783,008

2. 引当金の明細

該当なし

財 産 目 録

令和8年 3月 31日 現在

（単位:円）

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
（流動資産）				
	現金	手元保管	運転資金等及び釣銭	444,952
	預金	普通預金		
		みずほ銀行　荻窪支店（一般口）	事業実施に伴う支払いに充てるために保有している。	65,655,938
		振替口座 ゆうちょ銀行	職員の給与等の支払いに充てるために保有している。	15,341,779
		定期預金 みずほ銀行　荻窪支店	運転資金	10,019,533
	未収金	杉並区役所	公益目的事業の業務受託料	5,218,450
		(独)国立青少年教育振興機構	令和7年度杉並こども歌舞伎塾子どもゆめ基金助成金	111,136
		施設利用者他	ロッカー明け渡し等に関する損害賠償金他	21,126
	貯蔵品	本部	未使用印紙、切手、はがき他	33,378
	前払費用	ライフサポート㈱	令和8年度賠償責任保険料他	356,670
		㈱リザーブリンク	令和8年度4月～6月分教室web申込委託費	102,300
流動資産合計				97,305,262
（固定資産）				
基本財産				
	投資有価証券	東京都公募公債（10年）第785回	共用財産であり、公益目的事業の用に90%、管理業務の用に10%供している。公益目的事業の用に供している部分は、公益目的保有財産である。	100,000,000
		利付国債（10年）第379回	同上	98,770,000
		利付国債（20年）第109回	同上	49,965,000
		大阪府公募公債 第413回	同上	39,621,547
		大阪府公募公債(15年)（ｸﾞﾘｰﾝﾎﾞﾝﾄﾞ）第4回	同上	100,000,000
		名古屋市第500回10年公募公債	同上	99,951,000
	普通預金	みずほ銀行　荻窪支店	同上	11,692,453
その他固定資産				
	器具備品	シュレッダー他	公益目的保有財産であり、公益目的事業の用に供している。	488,699
		パソコン他	管理業務用財産であり、管理業務の用に供している。	430,507
	リース資産	高速フルカラー印刷機	共用財産であり、公益目的事業の用に95%、管理業務の用に5%供している。公益目的事業の用に供している部分は、公益目的保有財産である。	1,791,802
	電話加入権	本部	共用財産であり、公益目的事業の用に83.3%、管理業務の用に16.7%供している。公益目的事業の用に供している部分は、公益目的保有財産である。	72,000
固定資産合計				502,783,008
資産合計				600,088,270

（単位：円）

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
（流動負債）				
	未払金	職員給与	3月分（4月15日支給分）	6,141,535
		杉並年金事務所	社会保険料3月分	677,710
		和泉ビジネスマシン㈱	プロジェクター他購入	622,600
		講師及びアドバイザー	謝金3月分	250,600
		ニッセイファシリティ㈱他	業務委託料	157,650
		㈱MonotaRO	ロックストッカー他	103,211
		その他	電話料金他	508,344
	未払消費税等	杉並税務署	令和7年度消費税及び地方消費税	1,169,800
	リース債務	NX・TCリース＆ファイナンス㈱	令和8年度リース料	602,340
	預り金	杉並区役所	令和7年度補助金返還額	24,429,748
		杉並税務署	源泉所得税	178,615
		杉並年金事務所他	社会保険料他	166,705
流動負債合計				35,008,858
（固定負債）				
	リース債務	NX・TCリース＆ファイナンス㈱	令和9年度以降リース料	1,290,172
固定負債合計				1,290,172
負債合計				36,299,030
正味財産				563,789,240

令和７年度

決 算 監 査 報 告 書

令和８年４月20日

監　査　報　告　書

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団
理　事　長　　白垣　学　殿

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団

監事　杉重忠之

監事　喜多川和美

私たち監事は、令和７年４月１日から令和８年３月31日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次の通り報告いたします。

１　監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

２　監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

二　理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

以上

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団定款

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団　定款

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、公益財団法人杉並区スポーツ振興財団と称する。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を東京都杉並区に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、スポーツ及び文化等の振興に関する事業を行うことにより、杉並区民のスポーツ活動及び地域活動の活性化を促進し、健康で潤いのある豊かな暮らしの実現と活力ある地域社会の形成に寄与することを目的とする。

（事業）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）　スポーツ及び文化等に関する教室・講座の実施並びにスポーツに関する各種大会の運営に関する事業

（２）　スポーツ関係団体の育成・支援及び指導者の養成事業

（３）　スポーツの振興及び地域振興のための普及啓発事業

（４）　杉並区から受託するスポーツ及びレクリエーション事業

（５）　杉並区から受託するスポーツ施設の管理及び運営に関する事業

（６）　その他この法人の目的を達成するために必要な事業

２　前項の事業は、東京都において行うものとする。

第３章　資産及び会計

（基本財産）

第５条　基本財産は、第４条に規定する事業を行うために不可欠なものであって、評議員会で決議した財産をもって構成する。

２　基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

（事業年度）

第６条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月 31 日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第７条　この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第８条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（１）　事業報告

（２）　事業報告の附属明細書

（３）　貸借対照表

（４）　損益計算書（正味財産増減計算書）

（５）　貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

（６）　財産目録

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時評議員会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（１）　監査報告

（２）　理事及び監事並びに評議員の名簿

（３）　理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

（４）　運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第９条　理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第３項第４号の書類に記載するものとする。

第４章　評議員

（評議員の定数）

第 10 条　この法人に評議員７名以上 12 名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第 11 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会の決議をもって行う。

２ 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

（１） 各評議員について、次のアからカに該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること

ア 当該評議員及びその配偶者又は３ 親等内の親族

イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ウ 当該評議員の使用人

エ イ又はウに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

オ ウ又はエに掲げる者の配偶者

カ イからエまでに掲げる者の３親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

（２）他の同一団体（公益法人を除く。）の次のアからエに該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること

ア　理事

イ 使用人

ウ 当該他の同一団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

エ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第２条第１項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第２条第１項に規定する国立大学法人又は同条第３項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第２条第１項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第 4 条第 15 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の

法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3　評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

（評議員の任期）

第 12 条　評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2　任期の終了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3　評議員は、第 10 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第 13 条　評議員に対して、各年度の総額が 360，000 円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2　評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

第 5 章　評議員会

（構成）

第 14 条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）

第 15 条　評議員会は、次の事項について決議する。

（1）　理事及び監事の選任又は解任

（2）　理事及び監事の報酬等の額

（3）　評議員に対する報酬等の支給の基準

（4）　貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

（5）　定款の変更

（6）　残余財産の処分

（7）　基本財産の処分又は除外の承認

（8）　その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第 16 条　評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、

必要がある場合に開催する。

（招集）

第 17 条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

３　評議員会を招集する時は、評議員会の日の７日前までに、各評議員に対して、書面でその通知を発しなければならない。

４　前項の規定にかかわらず、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（議長）

第 18 条　評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員の互選により定める。

（決議）

第 19 条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（１）　監事の解任

（２）　定款の変更

（３）　基本財産の処分又は除外の承認

（４）　その他法令に定められた事項

３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。この場合において、理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（議事録）

第 20 条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　前項の議事録には、議長のほか、出席した評議員の中からその会議において選出された議事録署名人２名以上が記名押印する。

第６章　役員等

（役員の設置）

第 21 条　この法人に、次の役員を置く。

（１）　理事　６名以上９名以内

（２）　監事　２名

２　理事のうち１名を理事長、１名を常務理事とし、１名の副理事長を置くことができる。

３　前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副理事長（前項の規定により副理事長を置くときに限る。）及び常務理事をもって同法第 197 条において準用する同法第 91 条第１項第２号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第 22 条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

２　理事長、副理事長（前条第２項の規定により副理事長を置くときに限る。）及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

３　この法人の理事のうちには、理事のいずれか１名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

４　他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数（現在数）の３分の１を超えて含まれてはならない。監事についても、同様とする。

５　この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係にある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係にある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

（理事の職務及び権限）

第 23 条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

３　副理事長（第 22 条第２項の規定により副理事長を置くときに限る。以下「副理事長を置くときに限る。」という。）及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。

４　理事長、副理事長（副理事長を置くときに限る。）及び常務理事は、毎事業年度に４箇月を超える間隔で２回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第 24 条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第 25 条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

３　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

４　理事又は監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第 26 条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（１）　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（２）　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

第 27 条　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

２　理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

（顧　問）

第 28 条　この法人に、顧問を置くことができる。

２　顧問は、１名以上３名以下とする。

３　顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

４　顧問は、必要に応じ、理事長の諮問に応え、理事長に対し助言することができる。

５　顧問は、無報酬とする。

６　顧問には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給の基準については、評議員会の決議により別に定める。

第７章　理事会

（構成）

第 29 条　理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）

第 30 条　理事会は、次の職務を行う。

（１）　この法人の業務執行の決定

（２）　理事の職務の執行の監督

（３）　理事長、副理事長（副理事長を置くときに限る。）及び常務理事の選定及び解職

（種類及び開催）

第 31 条　理事会は、定時理事会及び臨時理事会の２種類とする。

２　定時理事会は、毎事業年度２回以上開催する。

３　臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催することができる。

（１）　理事長が必要と認めたとき。

（２）　理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会の招集の請求があったとき。

（３）　前号の請求があった日から７日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする旨の理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

（４）　監事が必要と認めて理事長に対し、理事会の招集の請求があったとき。

（５）　前号の請求があった日から７日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする旨の理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

（招集）

第 32 条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

３　理事会を招集する者は、理事会の日の７日前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。

４　前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経る

ことなく開催することができる。

（議長）

第 33 条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（決議）

第 34 条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第 35 条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第８章　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第 36 条　この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

２　前項の規定は、この定款の第３条、第４条及び第 11 条についても適用する。

（解散）

第 37 条　この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第 38 条　この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から１箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第 39 条　この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第

17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第１項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第９章　公告の方法

（公告の方法）

第 40 条　この法人の公告は、電子公告による。

２　事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 10 章　情報公開及び個人情報の保護

（情報公開）

第 41 条　この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

２　情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

（個人情報の保護）

第 42 条　この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

２　個人情報保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 11 章　補則

（委任）

第 43 条　この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附　則

１　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

２　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第６条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

３　この法人の最初の理事長は、松沼信夫とする。

４　この法人の最初の常務理事は、栗田和雄とする。

附　則（平成２９年３月２３日）

改正する定款は平成２９年４月１日から施行する。

附　則（令和３年１２月１７日）

改正する定款は令和４年４月１日から施行する。

令和　7 年度

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団事業報告書

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団決算書

発行　令和８年（2026 年）５月
（公財）杉並区スポーツ振興財団
杉並区阿佐谷南一丁目１４番２号
電話（０３）５３０５－６１６１